

第436回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年2月17日(金)
- 2 開催年月日 令和5年3月10日(金) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(14名)

大井誠治会長、菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、梶健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席1名：金澤秀男委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、小川特命課長、藤原主任主査、荒木主任主査、桂川主任、高梨主任、玉山技師、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更について(諮問)

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

第3号議案 海区漁場計画の案について(諮問)

第4号議案 公聴会の日時及び場所の決定について

第5号議案 岩手海区漁業調整委員会規程の一部改正について

6 報告事項

共同漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準(案)について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願い

いたします。

大井会長

ただ今から、第436回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に御出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日の審議いただく議案でございますが、海区漁場計画の案並びに公聴会の日時等の決定のほか、3件の議案と1件の報告を予定しております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。本日は、大変、御苦勞様でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

大井会長

それでは、早速ではございますが、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤委員が欠席でございますが、14名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、藏委員と熊谷委員の二人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

大井会長

それでは、第1号議案でございます、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ(大型魚)）の漁獲可能量の変更について」、これは諮問でございます、を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。第1号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ(大型魚)）の漁獲可能量の変更について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、令和4管理年度におけるくろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更するに当たり、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の7ページに抜粋して整理してございますので、7ページをお開き願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、この漁獲可能量の変更につきましては、これまでも県から諮問があった都度、関係条項を説明させていただいておりましたので、

ここでの改めての確認は省略させていただきます。後ほど、御確認いただければと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年2月28日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）」。

その後の本文では、農林水産大臣からの変更通知に基づき、くろまぐろの大型魚に係る知事管理漁獲可能量を変更したいので、委員会の意見を求めることが記載されております。

変更案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますが、その内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

小川特命課長

水産振興課の小川でございます。第1号議案について、着座にて説明をさせていただきます。

3ページ目を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）について、青森県から0.1トンの漁獲可能量を譲り受け、農林水産大臣から本県の漁獲可能量を66.5トンから66.6トンに変更する旨の通知がありました。

6ページ目を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）を規定している岩手県資源管理方針別紙1－4です。第3の1を御覧願います。「県に配分された漁獲可能量のうち、95パーセントを岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。」とあります。また、第3の1の後段では、「当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。」とあり、第434回岩手海区漁業調整委員会へ諮問し、答申いただいたとおり、県の留保枠を全て知事管理区分に繰り入れている状況にあります。

4ページ目を御覧願います。新旧対照表でございます。今回も変更された漁獲可能量である66.6トン全てを知事管理区分に配分するよう諮問するものでございます。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を変更することに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。説明は以上でございます。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

（「ありません」の声）

大井会長

御意見等なければお諮りをいたします。第1号議案について、異議のない旨、答申す

ることとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。これは、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」でございます、を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第17号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の10ページから12ページにかけて抜粋して整理してございます。最初に10ページをお開き願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第17号の潜水器漁業になります。また、制限措置として定める項目等につきましては、11ページの同規則第11条と次の12ページになりますが、漁業法第42条で具体的に規定されております。この規定の内容につきましては、これまでも知事からの諮問の都度、説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年3月2日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文につきましては、諮問の根拠法令・関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

2ページ以降に資料を添付しておりますが、制限措置の内容等の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

水産振興課の太田と申します。よろしくお願いたします。それでは、第2号議案につきまして御説明させていただきますので、資料5ページをお開き願いま

す。失礼ですが、以降、着座にて説明させていただきます。

改正漁業法では、知事許可漁業の許可申請の募集に先立ちまして、操業区域等の項目を制限措置として定め、その内容を公示することとされております。今回お諮りいたしますのは、1の趣旨に示す表のうち下表、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち、7の潜水器漁業に係る制限措置でございます。当該漁業につきましては、令和2年12月28日付けで制限措置を公示し、個別の許可ごとに満了更新等に対応してきたところでございます。

資料7ページから9ページに、現在公示中の制限措置を示しております。当該漁業の制限措置であります操業区域を7ページに示しておりますので、こちらを御覧ください。操業区域につきましては、「第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域」と定めております。

今般、第二種共同漁業権区域内の海域を操業区域とする許可を受有する県北広域振興局管内の漁業者の方から、許可の満了更新の要望がありましたので、この漁業者が従前と同様の内容により操業することができるよう、当該漁業の制限措置の内容を変更しようとするものでございます。

変更後の公示案を資料2ページから4ページに、そのうち、当該漁業者の満了更新に対応する制限措置として、操業区域及び漁業者の資格を3ページの上段に示しておりますので、そちらを御覧ください。当該漁業者の漁業実態を考慮しまして、操業区域として「第二種共同漁業権二共第1号漁場の免許区域内の海域」、漁業者の資格としまして「岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの」と定めようとするものでございます。

なお、今回の変更と併せまして、当該漁業の制限措置につきまして、内容の変更を伴わない記載内容の見直しを行うこととしております。

資料の2ページを御覧ください。まず、操業区域につきまして、これまで「第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域」と定めていたものでございますが、国からの指導に基づき、より明確な表現に改めようとするものでございます。

また、漁業者の資格に記載の漁業根拠地につきまして、これまで行政機関とその管轄区域による表記としておりましたが、分かりにくいという御意見もございましたので、ここを市町村表記に改めようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思

ます。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第2号議案について、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

続きまして、第3号議案でございます。これは、「海区漁場計画の案について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。本議案に関係する資料といたしましては、この黄色表紙の資料のほか、別冊1から4として、緑色のファイルの中に「海区漁場計画(案)説明資料」、それから「岩手海区漁場計画(案)」と「共同、区画漁業権毎の漁場図」が綴られている資料がございます。事務局からは、黄色の表紙の資料で、諮問の根拠やこれまでの処理経過等について御説明をさせていただきます。第3号議案「海区漁場計画の案について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、漁業法第64条第4項の規定により、海区漁場計画の案について、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明しますので、3ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。今般、県から諮問がありました海区漁場計画の案は、本年9月1日に切替えとなります漁業権に係るものでございまして、関係する漁業といたしましては、太字で表記してございますが、第60条第4項の区画漁業と、次の第5項の共同漁業の2種類となっております。

また、第62条第2項では、この海区漁場計画で定めるべき事項について規定されてございまして、第1号のイ「漁場の位置及び区域」から、への「関係地区」まで、具体的に明示されております。

更に、次の4ページになりますが、第63条第1項では、「海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。」として、海区漁場計画の要件が規定されております。

また、この海区漁場計画を作成する手続きにつきましては、次の第64条で順序立てて規定されてございまして、県では、同条第1項から第3項の規定に基づき、利害関係人の

意見を聴いたうえで、計画の内容を検討し、計画案を作成してございますが、次の第4項で、その海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くことが規定されておまして、これが今般の諮問の根拠となるものでございます。

なお、第5項につきましては、この後、御審議いただく第4号議案に関連する公聴会に係る規定となっておまして、当委員会では、県から諮問のあった海区漁場計画の案に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならないことになっております。

参考までに2ページには、今般の漁業権切替えに係るこれまでの手続き経過と今後の免許までの予定について、表で整理しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

それでは、県からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和5年3月2日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「海区漁場計画の案について（諮問）」。本文では、共同漁業権と区画漁業権について、海区漁場計画の案を作成したので、委員会の意見を求めることが記載され、その下に「記」として免許予定日、存続期間及び申請期間が示されてございます。

前段で御説明いたしましたとおり、今後、委員会として、海区漁場計画の案について答申するに当たり、事前に公聴会を開催することになりますが、その公聴会を開催するためには、あらかじめ利害関係人に対して、意見を聴く海区漁場計画の案をお示しする必要がございます。今般、県から諮問のございました計画案を、その公聴会を開催するための縦覧資料として関係市町村や県の機関に配架したいと考えてございますが、委員会として、この計画案について内容を了知しておく必要がございますので、その具体的な内容につきまして、県水産振興課から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、第3号議案「海区漁場計画の案」につきまして、御説明させていただきます。ファイルの中の別冊1、「海区漁場計画（案）説明資料」の1ページをお開き願います。以降、着座にて失礼いたします。

令和5年度漁業権切替えに係る共同漁業権の漁場計画（案）の総括表を1ページに掲載してございます。表の1、計画件数を御覧ください。第一種共同漁業につきましては、切替え後も現行計画と変更はなく、51件となっております。第二種共同漁業のうち、刺し網・磯建網につきましては、切替え後も現行計画と同じ、15件となっておりますが、小型定置につきましては、近年の不漁を受けて4つの漁場が廃場することとなり、切替え後は現行計画から4件減って、26件となっております。

次に、表の2、現行計画からの変更状況につきましては、第一種共同漁業及び第二種共同漁業のうち刺し網・磯建網では、河口と海面との境界基線を変更したものが、それ

それ3件ございます。小型定置では、先ほど御説明申し上げましたとおり、切替え後は4つの漁場が廃場となるほかは、新設や移動の漁場はございません。

2ページをお開きください。第一種共同漁業の計画内容を一覧表にまとめてあります。表の見方につきまして御説明いたします。表の左側から、まずは公示番号としまして、新旧の漁業権免許番号を記載しております。その右欄に現在免許を受けている関係漁協名、その右に各漁業権の内容となっている漁業の名称を記載しております。

全ての第一種共同漁業に共通の漁業としては、表の2行目、共通事項の欄に記載のわかめ、こんぶなど14種類となっております。共通事項の下には、各漁業権のうち該当する漁業に丸印を付けております。凡例としまして、「○」は現在の免許種目を継続するもの、「◎」は切替えに際して追加するもの、「●」は切替えに際して削除するものとなっております。

表の右欄に移りまして、漁場区域につきましては、海面と内水面の漁業権の境界が変更となった漁場が3件ございます。境界線変更の内容につきましては、2月8日に開催されました合同協議会におきまして、皆様にお示ししたとおりであり、北から順に資料3ページ、公示番号第101号の普代川河口、資料5ページ、公示番号第202号の大槌川河口、資料6ページ、公示番号第310号の気仙川河口となっております。その他、久慈湾内におきまして漁業権除外区域の変更があったため、湾内の3つの漁業権漁場で区域が変更となっております。

表の説明に戻らせていただきます。関係地区につきましては、自然的及び社会経済的条件により当該漁場が属すると認められる地区であり、従来からの地区となっております。

その右欄の条件につきましては、共通事項として、「刺し網及び流し網を使用してあわび、うにを採捕してはならない。」となっております。その他、個別の条件については、条件の欄に記載しているもののほか、7ページに別記として載せてありますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、8ページをお開きください。第二種共同漁業の刺し網と磯建網の計画内容を一覧表にまとめてあります。表の構成につきましては、第一種漁業権と概ね同じとなっております。表の右側、条件の欄ですが、刺し網と磯建網それぞれの上限統数と、刺し網着底の欄には「沈子網は海底に着けなければならない。」との条件が規定されている漁業権に「○」を記載しております。

ページをめくっていただきまして、9ページと10ページには、二共漁業権のうち小型定置の計画内容を一覧表にまとめてあります。切替えに際して廃場となる漁場が4件あるほかは、切替え後も現行計画と同じ内容となっております。

11ページには、参考として、第二種共同漁業の漁業の時期や免許の条件などをまとめておきましたので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、12ページをお開きください。区画漁業権の漁場計画（案）の総括表を

掲載しております。

表の1、計画件数を御覧ください。第一種区画漁業につきましては、切替え後は現行計画から2件減って、134件となっております。第二種区画漁業につきましては、切替え後は現行計画から新規漁場が1件増えて、2件となっております。

次に、表の2、現行計画からの変更状況につきまして、第一種区画漁業については、新設の漁場が2件、区域拡大が1件、廃場が4件となっております。第二種区画漁業については、新設の漁場が1件となっております。

13ページを御覧ください。第一種区画漁業の計画内容を一覧表にまとめてあります。表の構成につきましては、共同漁業権と概ね同じとなっております。共同漁業権と異なる項目としましては、左から4項目目に「個別漁業権又は団体漁業権の別」という欄がございます。個別漁業権とは、漁業権を有する者が経営者となって自らその漁業を営むもの、団体漁業権とは、自らはその漁業を営まず、組合員が行使するために漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が取得・管理する漁業権のことでございます。

新規漁場等についてですが、公示番号第3号「麦生」漁場が新設、第6号「沖久慈浜」漁場が区域拡大、ページをめくっていただきまして14ページ、旧公示番号第130号「沖川代前」が廃場、同じく旧公示番号第137号「伝作」が廃場となりますが、その代替として新規公示番号第138号「伝作沖」が新設されます。「伝作」漁場を廃場した上で新設となるのかにつきまして補足致しますと、現行の「伝作」漁場は団体漁業権で、新設の「伝作沖」漁場は個別漁業権となるために、類似漁業権とはならず、新規の漁業権として設定することになるものでございます。

ページをめくっていただきまして、15ページ、旧公示番号第147号「深入江」が廃場、同じく旧公示番号第204号「仲網」が廃場となります。

18ページには、参考として、第一種区画漁業の漁業の時期や免許の条件などをまとめてありますので、後ほどお目通しいただければと思います。

ページをめくっていただきまして、19ページを御覧ください。第二種区画漁業の計画内容を一覧表にまとめてあります。洋野町漁協の「土釜」漁場は現行どおりの内容で切替え、綾里漁協の「殿見蓄養池」はうに養殖のための新規漁場となります。別冊1の説明につきましては、以上でございます。

別冊2の資料につきましては、岩手海区漁場計画（案）の全文となっております。最後の1ページ、161ページについて少々御説明させていただきますので、161ページを御覧ください。2の類似漁業権以外の漁業権の箇所いくつか番号が書いてございますが、こちらの漁業権につきましては、先ほど御説明した新規漁場のほか、現行免許期間中の活用実績がないために類似漁業権ではないと判断された漁場の番号が記載されております。これらの類似漁業権ではない漁業権につきましては、競願となった場合、現在免許を受けている者が最優先で免許を受けられる訳ではなく、後ほど報告事項として御説明させていただきます「漁業権の免許をすべき者の判断基準」に従って、誰に免許

すべきかを判断することとなります。

別冊3の資料には共同漁業権の漁場図、別冊4の資料には区画漁業権の漁場図を掲載しておりますので、後ほど計画本文と照らして御覧頂ければと思います。

なお、今後、海区漁場計画の公示に当たりまして、誤字脱字などによる字句の訂正が必要となった場合には、その訂正を県に一任していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第3号議案について、内容の変更を伴わない字句等の修正について、県に一任することを含め、県が作成した海区魚所計画の案をもって公聴会のための縦覧資料とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、諮問案を公聴会のための縦覧資料とすることに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

続きまして、第4号議案でございます。「公聴会の日時及び場所の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。第4号議案「公聴会の日時及び場所の決定について」。要旨、漁業法第64条第5項の規定により、公聴会の日時及び場所を決定しようとするものでございます。

最初に、4ページをお開き願います。資料の最後のページになります。上段に漁業法の抜粋をお示ししてございます。先ほどの第3号議案でも、若干、触れさせていただきましたが、公聴会を開催する根拠は、太字で下線を引いている第64条第5項の所になります。「海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。」と規定されてございます。

次に、2ページを御覧願います。公聴会の手続きに関し必要な事項を定めた規程でございます。ポイントとなる所を太字で表記しておりますが、先ず、第2条で、委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、その決議をしなければならないこと。また、第4条では、公聴会を開こうとするときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示すること。さらに、第6条では、公聴会における公述人の範囲が規定されておまして、これらの規定と、前段の漁業法第64条第5項の規定に基づき、本年9月1日の免許に向けた今後のスケジュール等を勘案して、公聴会の開催日時等の案を作成したところでございます。

なお、この公聴会を開催するに当たり、留意すべきポイントとなる事項について、下線を引いて表示してございますので、後ほど、御確認いただきたいと存じます。

それでは、1ページを御覧願います。公聴会の日時等の公示案になります。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。公示日につきましては、本日御承認いただければ、令和5年3月28日を予定しております。会長名でお出しいたします。

1の公聴会の日時及び場所でございますが、令和5年4月25日火曜日、午後1時30分から、岩手県盛岡市内丸16番1号、岩手県水産会館5階大会議室としてございます。

2の公聴会において意見を聴こうとする案件につきましては、県から諮問のございました「海区漁場計画の案について」でございます。

その「海区漁場計画の案」の縦覧場所については、3として、(1)沿岸各市役所及び町村役場、(2)広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター、(3)岩手海区漁業調整委員会事務局としてございます。

以上が、公聴会の開催に係る公示案でございます。なお、この公示案につきましては、県報掲載に当たって、今後、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

大井会長

ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」、「異議なし」の声)

大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第4号議案について、原案の説明のとおり公聴会を開催することに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案の説明のとおり開催すること

に決定をいたします。

第4号議案終了

大井会長

続きまして、第5号議案でございます。「岩手海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第5号議案について、着座にて御説明させていただきます。第5号議案「岩手海区漁業調整委員会規程の一部改正について」。要旨、個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）の制定に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

最初に2ページを御覧願います。委員会規程の一部改正の概要についてでございます。改正の趣旨でございますが、国においてですね、個人情報保護関連の3つの法律が個人情報の保護に関する法律に統合されたことによりまして、県では、この法律に対応しました開示請求の仕組みや手続きを変更するための新たな条例となります「個人情報の保護等に関する条例」、これを令和4年12月22日に制定しまして、令和5年4月1日から施行することとなっております。この条例において、「死者に関する情報」が明確に規定されたことを受けまして、県では関係規定の改正を行うこととしておりますことから、当委員会の委員会規程におきましても、県の知事部局の規定の改正に倣いまして、同様の内容で改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、委員会規程第9条第10号にですね、死者に関する情報の開示及び訂正の決定を追記することと、利用停止請求権に係る所要の整備を行うものでございます。この公示は、県の条例の施行日と同日の令和5年4月1日から施行するものでございます。また、3ページ以降には、改正案を下線ゴシックで示しました委員会規程の全文を添付しております。

それでは、1ページを御覧願います。公示案をお示ししてございます。冒頭の部分を読み上げます。岩手海区漁業調整委員会公示第 号。岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示を次のように定める。令和5年 月 日。公示日につきましては、県の法規担当の審査の終了後に予定をしております。会長名でお出しいたします。

なお、今般の公示案につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。

また、これまで国や県の法令等の改正が行われた際には、県の知事部局の規程の改正に倣いまして、当委員会の規程類も同様の内容で改正してきましたことから、事務局の事務や文書管理など委員会の所掌事項に直接関係のない規程の改正等につきましては、原則としまして、会長の専決事項として処理することにつきましても併せて

御一任くださるよう、よろしく願いいたします。以上です。

大井会長

ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第5号議案について、原案の説明のとおり公示することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成ですので、原案の説明のとおり決定いたします。

本日の議案につきましては、以上でございます。

第5号議案終了

大井会長

次に、「報告事項」に移ります。報告事項「共同漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準(案)について」、県から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、報告事項につきまして御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。水色の表紙の資料を御用意願います。

先の漁業法改正によりまして、同一の漁業権について免許の申請が複数ある場合には、その漁業権が新規漁場である場合や類似漁業権であっても、現に免許を有する者からの申請がなかった場合には、漁業法第73条第2項第2号の規定に基づき、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められた者に免許をすることになります。

この判断基準については、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、あらかじめ審査基準を定め、公表する必要があります。このため、今年9月1日に免許切替えとなります共同漁業権と区画漁業権につきまして、判断基準を作成したところでございます。

なお、定置漁業権については免許切替えが来年3月1日でありますので、別途、案を作成の上、改めて皆様にお示ししたいと考えております。

では、資料の1ページをお開きください。第1の目的としまして、同一の漁業権に複数の免許申請があった場合、下記の基準により判断することを規定しております。なお、この基準は、あくまでも令和5年度における共同漁業権及び区画漁業権の一斉切替えの際に用いるものでございます。今後、区画漁業権の途中免許を行うこととなった場合などには、また別途、策定することになります。

第2の共同漁業権における審査基準についてですが、共同漁業権の場合は、その漁業

権の関係地区の全部又は一部を組合地区内に含む漁業協同組合か漁業協同組合連合会でなければ免許を受けることができず、実質的に複数の方からの申請があることは想定されませんので、本県における審査基準は設けないことで考えております。

第3の区画漁業権における審査基準については、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が管理する「団体漁業権」、あるいは免許を受けた者が自ら経営する「個別漁業権」で、審査基準が異なります。

まず、(1)の団体漁業権の場合についてですが、この場合は共同漁業権と同じく、その漁業権の関係地区の全部又は一部を組合地区内に含む漁業協同組合か漁業協同組合連合会でなければ免許を受けることができず、実質的に複数の方からの申請があることは想定されませんので、本県における審査基準は設けないことで考えております。

次に、(2)の個別漁業権の場合についてですが、この場合は複数の免許申請による競願となる可能性がありますので、審査基準を具体的に示しております。この基準としては、漁業法第73条第2項第2号において、「漁業生産の増大や、これを通じた漁業所得の向上、就業機会の確保、その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することとされておりますので、その具体的内容を例示的に列記したものでございます。ページをめくっていただきまして、2ページと3ページを御覧ください。共同漁業権については2ページの様式による事業計画書を、区画漁業権については3ページと4ページによる事業計画書を作成していただき、これを免許申請書に添付していただき、県で免許すべき者を審査のうえ、決定することになります。

なお、共同漁業権及び区画漁業権のうち団体漁業権については、本県における審査基準は設けないことで考えているところと申し上げたところでございますが、事業計画書については、漁業法施行規則において免許申請書に添付することとされているため、免許申請者に対しては、その作成と添付をお願いすることとしております。

説明については、以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がございましたが、これについて、委員の皆様方から、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御質問等なければ、次に、「その他」に移ります。

報告事項終了

大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などはございませんでしょうか。

(平井委員、「はい」の発声)

平井委員

共有したい情報っていうか、質問なんですけども、今般、国の方でですね、海水を

使った陸上養殖の届出制っていうのが始まったと伺っているんですが、本県ではこれを受けてどのように進めていかれるのかということと、この委員会、海区漁業調整委員会っていうのはどういう関わり方をしていくのか、あるいはしていかないのか、そういったところについて、情報がありましたら教えていただけますでしょうか。

野澤振興担当課長

水産振興課、野澤と申します。よろしくお願いします。先ほど御質問いただきました陸上養殖の届出などについてでございますけども、これ、内水面振興法の部分で改正になりましてですね、いわゆる陸上で養殖するものについては国への届出が必要ということになっておりまして、それが施行されるに当たって、県の方が一応関係機関を通じてそういう団体または業者等、やっている現状について報告していただくような形で、我々の方が窓口になって国の方に報告するという流れになっておりまして、特にこちらの県の方で、直接、何か法律的な部分で関わるところはございません。

平井委員

所管としては、内水面の方の所管になるという理解でよろしいですか。

野澤振興担当課長

海区の方につきましては、特段、こちらの方には直接の関わりはございません。

平井委員

ありがとうございます。

大井会長

そのほか、ございませんか。

大井会長

なければ、県の方から、何か、情報提供か何か、ございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

それでは、事務局からございますか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。先ほど、御決定いただきました公聴会の日時等に基づきまして、公聴会を来月4月25日火曜日、午後1時30分から、本日より同じこの会場となりますが、岩手県水産会館5階大会議室で開催をいたします。

また、その公聴会の終了後、引き続き、第437回海区委員会を開催いたします。議題は、本日の海区漁場計画の案の諮問に対する答申等でございます。

なお、その委員会では、本日、第3号議案で使用しました議案書及び別冊の資料を再度使用する予定でございますので、大変申し訳ございませんが、次回の委員会の際に、御持参願います。

事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御協力、ありがとうございました。

終了（午後2時30分）
